

保護者の皆様へ

豊明市立豊明中学校長 早川 貴宏

異常気象時の児童生徒の安全対策について

『豊明市は「愛知県西部地方」にあたります。さらに、2次細分区域名は「尾張東部」となります。警報・注意報は市町村ごとに発表されています。詳しくは気象庁ホームページをご覧ください。』

(<http://www.jma.go.jp/>)

1 豊明市に暴風（暴風雪）警報が発令された場合

- (1) 午前6時までに警報が解除されたときは、通常の授業を行います。
- (2) 午前6時までに警報が解除されないときは、当日の授業を中止します。
- (3) 生徒が、登校途中で警報の発令を知ったときは、すぐ帰宅します。学校の近くまで来ているときは、そのまま登校し、教師の指示に従って下校させます。
- (4) 登校後に警報が発表された場合は気象情報や風雨の状況により、早急に帰宅した方がよいと学校が判断した場合は、通学路の安全等を確認して教師の指導のもと下校させます。
- (5) 土曜・日曜・祝日・長期休業中に警報が出たときは、登校（夏休み中の出校日や部活動等を含む）させないでください。

2 豊明市に特別警報が発表された場合

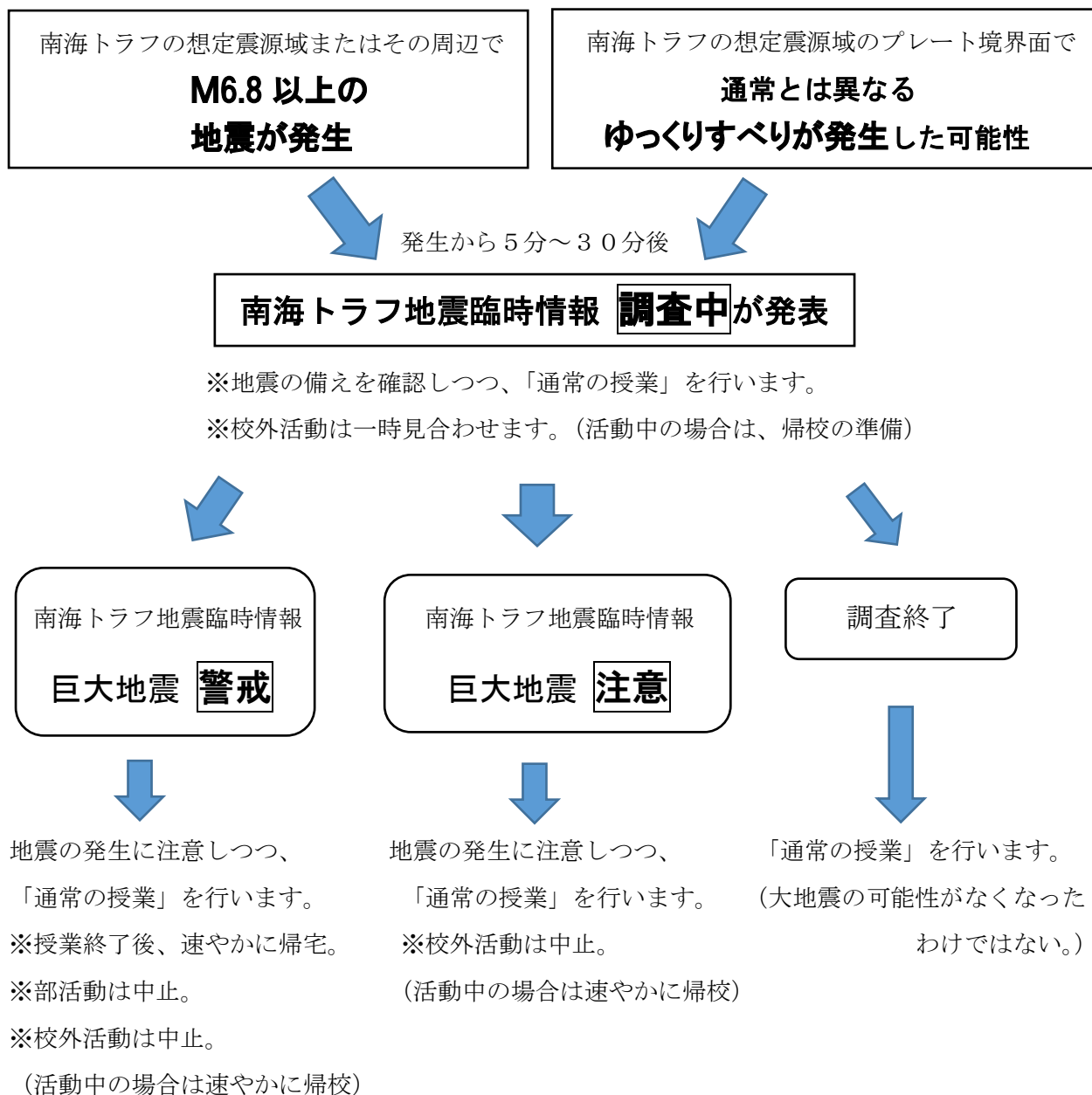
- (1) 登校前に特別警報が発表された場合は、登校させないでください。特別警報解除後も災害の状況や通学路の状況について情報収集し、安全に登校させうると判断できたら連絡メールでお知らせします。
- (2) 登校後に特別警報が発令された場合は、直ちに授業を中止し、生徒の安全を確保する最善の対応を迅速に行います。

3 豊明市に大雨警報・洪水警報が発表された場合

- (1) 原則として平常授業を行います。
 - ※ 災害が予想される場合は、学校に待機させ、状況に応じて対応します。緊急に帰宅させる場合は、通学路の安全等を確認して教師指導のもと下校させます。
- (2) 登校時、生徒の安全確保に心配があるときは、保護者の判断により自宅待機としてください。
 - ※ 被害を受けた場合は、学校へ被害状況等を連絡してください。

〈裏面に続きます〉

4 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合



「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、教育委員会と学校は後に発表される臨時情報に備え、情報収集を行います。

臨時情報「警戒」「注意」が発表された場合、教育委員会と学校は地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行います。児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させたり、保護者に迎えを依頼したりすることも検討します。